

香川県報



号外 2

平成 16 年

3月31日(水曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港 湾 課) 一

●香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (都 市 計 画 課) 六

●香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 () " () 六

告 示

●香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款 (土 木 監 理 課) 二二

●平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による
区間及び地域の指定等）の一部改正 (都 市 計 画 課)

規 則

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十八号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和三十一年香川県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「香川県港湾管理条例（昭和三十一年香川県条例第九号。以下「条例」という。）を「条例」に、「第一号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

（趣旨）

第一条 この規則は、香川県港湾管理条例（昭和三十一年香川県条例第九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可申請）

第一条の二 条例第四条第一項の規定により港湾施設において行為の許可を受けようとする者は、第一号様式による港湾施設行為許可申請書を知事に提出しなければならない。

第二条中「第二号様式」を「第一号様式」に改める。

第五条中「第二条第三号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添えて知事」を「を」に改める。

第八条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第一項第一号中「第二号様式」を「第一号様式」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例第八条第三項第四号に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）に基づく航行の停止又は技術基準の適合の命令を受け、当該命令に基づく改善措置を行っていない船舶に係る許可の申請である場合

二 条例に基づく許可に関し、許可条件違反があつた者で、正当な理由なく違反状態を解消していないものからの許可の申請である場合

三 条例第六条、第十四条、第十四条の二又は第十五条第一項若しくは第二項の規定による命令を受けた者で、正当な理由なく当該命令に基づく措置を行っていないものからの許可の申請である場合

四 条例第九条の規定による占用料又は使用料を正当な理由なく納付していない者からの許可の申請である場合

五 条例の規定により過料に処せられた者で、正当な理由なく過料に係る債務を履行していないものからの許可の申請である場合

第八条の四中「別表第一号の表九の項及び別表第二号の表七の項」を「別表第一号の表八の項及び第二号の表六の項」に改める。

第九条の表中一の項及び二の項を削り、三の項を一の項とし、四の項を二の項とし、五の項を三の項とする。

第十条第二項中「第十九条の規定により事務の委託を受けた」を「第九条第一項の規定による使用料の徴収を行う」に、「納入しなければならない」を「県に納入するものとする」に改める。

第十一条第一項中「第十九条の規定により事務の委託を受けた」を「第九条第一項の規定による使用料の徴収を行う」に、「報告しなければならない」を「報告するものとする」に改め、同条第二項を削る。

第十二条の見出し中「經由」を「提出」に改め、同条第一項中「知事に」を削り、「副本」を「写し」に、「」を經由しなければ」を「に提出しなければ」に改める。

第二号様式を削る。

第一号様式中「審」審「審」を「審」審の3審「に改め、同様式を第二号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第1号様式(第1条の2、第2条、第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

港湾施設(行為・占用・使用)許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり港湾施設における(行為・占用・使用)の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例
施行規則(第1条の2・第2条・第8条第1項)の規定により関係書類を添えて申請します。

場 所	
目 的	
数 量	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで (行為許可の場合 時から 時まで)
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 方 法	
工 作 物 の 構 造	
備 考	
添 付 書 類	1 計画説明書 2 位置図 3 縦断面図 4 横断面図 5 平面図 6 丈量図 7 構造図等 8 利害関係人の同意書 9 その他

注1 該当しない字句は、抹消してください。

2 「添付書類」の欄は、該当するものの数字を で囲んでください。

3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第二号様式の二注に次のように加える。

3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第三号様式中「関係書類を添えて」及び

添付書類	1 平面図	2 丈量
------	-------	------

図 3 その他

を削り、同様式注を次のように改める。

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
第七号様式を次のように改める。

第7号様式(第11条関係)

(日本工業規格A列4番)

港湾施設使用料徴収報告書(月分)

金 円也

使用料区分	数 量	金 額	備 考
栈 橋 入 場 料	台	円	
係 船 料	t 隻	円 円	
物 揚 場 使 用 料	m ³	円	
停 泊 料	t	円	
野 積 場 使 用 料	m ³ kW時	円 円	
荷 役 機 械 使 用 料	時間 分	円	
合 計		円	

香川県港湾管理条例施行規則第11条の規定により、上記のとおり報告します。

年 月 日

市町長

印

香川県知事 殿

第八号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第八条の四の改正規定、第九条の改正規定、第十一条の改正規定(同条第二項を削る部分に限る。)、第七号様式の改正規定及び第八号様式を削る改正規定並びに附則第三項の規定は、同年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第二号様式及び第三号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

3 改正前の第七号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十九号

香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成十五年香川県条例第四十三号)附則第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十六年四月一日とする。

香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十号

香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

香川県屋外広告物条例施行規則(昭和四十年香川県規則第七十八号)の二部を次のように改正する。

第二条第一項中「蛍光塗料」を「蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 条例第五条第三項の許可の基準は、次のとおりとする。

- 一 広告表示面積が五平方メートル以下であること。
- 二 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
- 三 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をしていないこと。
- 四 ネオン管を使用していないこと。
- 五 照明装置がある場合は、照明が点滅しないこと。
- 六 回転灯を使用していないこと。
- 七 前各号に定めるもののほか、美観風致を特に損なわず、かつ、公衆に対し危害を及ぼさないこと。

第二条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、条例第五条第三項の許可に係る条例第九条第一項の許可について準用する。

第三条を次のように改める。

(許可の基準)

第三条 条例第四条の許可の基準は、次のとおりとする。

一 一般基準

イ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

ロ 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をしていること。

二 個別基準

イ 野立広告

条例第四条の区間を定めて知事の指定する道路及び鉄道(以下「指定区間」とい

う。)並びに指定区間のうち知事が市街地として別に定める区間(以下「市街地区間」といふ。)から展望することができる地域において設置する広告物又は広告物を掲出する物件の位置及び規模は、次のとおりであること。

(1) 指定区間のうち市街地区間以外の区間

区 分	道路又は鉄道の路 肩からの距離		
	積	一面の広告 表示面積	高さ
(一) 及び (三) に掲 げる道路以外の 道路及び鉄道	合計三十平方メー トル以下	十五平方メートル 以下	十メートル以下
	合計三十平方メー トル以下	十五平方メートル 以下	五メートル以下
	合計三十平方メー トル以下	十五平方メートル 以下	十メートル以下
(二) 自然景観を保 全する必要がある 地域を通過する 道路で区間を 定めて知事が別 に定めるもの	合計三十平方メー トル以下	十五平方メートル 以下	十メートル以下
(三) 高速自動車国 道等で知事が別 に定める道路	合計三十平方メー トル以下	十五平方メートル 以下	十メートル以下

(2) 指定区間のうち市街地区間

区 分	道路又は鉄道の路 肩からの距離	
	積	一面の広告 表示面積
(一) に掲げる道路以外の 道路及び鉄道	合計三十平方メートル以下	十五平方メートル以下
	合計三十平方メートル以下	十五平方メートル以下
(二) 高速自動車国道等で知事 が別に定める道路	五十メートル以上	十五平方メートル以下

塔 広告	板 広告	
	高さ	一面の広告 表示面積
高さ 最大断面積	十メートル以下	十五平方メートル以下
高さ 最大断面積	十メートル以下	十五平方メートル以下

□ 建築物、工作物等を利用する広告物又は広告物を掲出する物件

(1) 屋上広告

- (一) 地上から当該広告物の上端までの高さが五十一メートル以下であり、かつ、
広告物自体の高さが当該広告物を設置する建築物の高さと同等以下であること。
- (二) 当該広告物を設置する建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出ていること。

(2) 壁面広告

- 屋根面、壁面、塀その他の工作物の一面につき、直接塗装する場合は一件、広
告板のケースは紙及びびり札と合わせて二件以内であること。

(3) 突出し広告

- 道路面から当該広告物の下端までの高さが、歩道上にあつては二・五メートル
以上、歩車道の区別のない道路及び車道上にあつては四・五メートル以上であり、
かつ、道路上への出幅が路肩から〇・六メートル以下（歩道上へ突き出す場合に
特にやむを得ないときは、一メートル以下）であること。

ハ アーチの広告物又は広告物を掲出する物件

- (1) 広告表示面積が十平方メートル以下であること。

- (2) 道路を横断する場合は、道路面から当該広告物の下端までの高さが四・五メー
トル以上であること。

ニ 電柱又は電灯柱を利用する広告物又は広告物を掲出する物件

- (1) 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する電柱又は電灯柱は、道

路の交差する角から十メートル以上(信号機のある箇所は、二十メートル以上)離れていること。

(2) 直接塗装するもの又は巻付けにするものについては、次に定める基準に適合するもの。

(一) 道路面から当該広告物の下端までの高さが一メートル以上であること。

(二) 縦の長さが一・八メートル以下であること。

(3) 添加するものについては、次に定める基準に適合すること。

(一) 道路面から当該広告物の下端までの高さが三・五メートル以上であること。

(二) 歩車道の区別のある道路にあつては道路と平行に又は歩道側へ、歩車道の区別のない道路上にあつては道路と平行に又は道路の外側へ向かつて添加すること。

(三) 縦の長さが一・二メートル以下であり、かつ、出幅が〇・六メートル以下であること。

(4) 電柱又は電灯柱一本につき、直接塗装するもの又は巻付けにするもの一件以内及び添加するもの一件以内であること。

ホ 消火栓標識柱を利用する広告物又は広告物を掲出する物件

(1) 広告物の大きさが、縦〇・四メートル以下、横〇・八メートル以下であること。

(2) 道路面から当該広告物の下端までの高さが、歩道上にあつては二・五メートル以上、歩車道の区別のない道路及び歩道上にあつては四・五メートル以上であること。

(3) 消火栓標識と同一の方向に添加するものであること。

(4) 広告物は、消火栓標識柱一本につき一件であること。

ヘ 立看板

(1) 広告表示面積が二平方メートル以下、脚部の高さが〇・五メートル以下であること。

(2) 表示の期間が六十日以内であること。

ト 広告幕

(1) 横断幕

(一) 長さが十五メートル以下、幅が一・三メートル以下であること。
(二) 地上から当該広告物の下端までの高さが、歩車道の区別のない道路及び歩道上にあつては四・五メートル以上、歩道上及びその他の場所にあつては三・五メートル以上であること。

(2) 懸垂幕

(一) 長さが十五メートル以下、幅が一・三メートル以下であること。

(二) 建築物、工作物等に固定するものであること。

チ のぼり旗

(1) 広告表示面積が六平方メートル以下であること。

(2) 表示の期間が六十日以内であること。

リ はり紙

(1) 広告表示面積が一枚につき一平方メートル以下であること。

(2) 容易に除却できるような方法で表示し、全面にのり付けしないこと。

(3) 屋根面、壁面、塀その他の工作物に表示する場合は、広告板及びはり紙と合わせて一面につき二件以内であること。

(4) 表示の期間が六十日以内であること。

又 はり札

(1) 広告表示面積が一枚につき〇・三平方メートル以下であること。

(2) 屋根面、壁面、塀その他の工作物に表示する場合は、広告板及びはり紙と合わせて一面につき二件以内であること。

(3) 表示の期間が六十日以内であること。

三 その他の基準

広告物又は広告物を掲出する物件のうち前号ロに掲げるもの以外のものについては、次に定める基準に適合すること。

イ ネオン管を使用していないこと。

ロ 照明装置がある場合は、照明が点滅しないこと。

ハ 回転灯を使用していないこと。

2 次に掲げる野立広告で、広告表示面積が五平方メートル以下であり、かつ、高さが五

メートル以下のものについては、前項第二号イの規定は適用しない。

一 道標、案内図板その他公共的的目的をもつたもの

二 当該野立広告の設置の場所と同一又は隣接の市町の区域に所在する近隣の店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に面していないこと等によりその設置が特にやむを得ないと認められるもの

3 前二項の規定は、条例第四条の許可に係る条例第九条第一項の許可について準用する。第六条を次のように改める。

(申請又は届出)

第六条 次の各号に掲げる申請は、それぞれ当該各号に定める申請書の正本一通及び写し一通にそれぞれ必要な書類を添付して、当該広告物又は広告物を掲出する物件の所在地を所管する土木事務所又は香川県小豆総合事務所の長(以下「所長」という。)に提出して行わなければならない。

一 条例第四条又は第五条第三項の許可の申請 屋外広告物許可申請書(第一号様式)

二 条例第九条第一項の許可の申請 屋外広告物改造許可申請書(第二号様式)

2 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書を所長に提出して行わなければならない。

一 条例第十二条第二項の規定による届出 屋外広告物除却届出書(第三号様式)

二 条例第十六条第一項の規定による届出 屋外広告物管理者届出書(第四号様式)

三 条例第十六条第二項の規定による届出 屋外広告物設置者変更届出書(第四号様式)又は屋外広告物管理者変更届出書(第四号様式)

四 条例第十六条第三項の規定による届出 屋外広告物設置者氏名等変更届出書(第四号様式)又は屋外広告物管理者氏名等変更届出書(第四号様式)

五 条例第十六条第四項の規定による届出 屋外広告物滅失届出書(第三号様式)

3 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書を知事に提出して行わなければならない。

一 条例第十七条第一項の規定による届出 屋外広告業届出書(第四号様式の一)

二 条例第十七条第二項第一号の規定による届出 屋外広告業届出事項変更届出書(第四号様式之三)

三 条例第十七条第二項第二号の規定による届出 屋外広告業廃止届出書(第四号様式之三)

第七条第一項中「知事又は」を削り、「屋外広告物許可申請書の副本」を「許可証」に改め、同条第二項中「屋外広告業届を」を「届出を」に改め、同条第三項中「届出事項変更届」を「届出」に改める。

第一号様式から第四号様式の三までを次のように改める。

第1号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

屋 外 広 告 物 許 可 申 請 書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所

氏 名

Ⓔ

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号() -

香川県屋外広告物条例 第4条 第5条第3項 の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

広 告 物 の 種 類		数 量		個(枚)		
表 示 内 容						
表 示 又 は 設 置 の 場 所		市 郡		町 番地		
地 域 区 分	禁 止 区 域	名 称				
	許 可 地 域	区 分	道 路	鉄 道	市 街 地 区 間	市 街 地 区 間 以 外
		指 定 路 線 の 名 称				
	野 立 広 告 の 場 合	後 退 距 離 制 限	有 ・ 無	路 肩 か ら の 距 離		
高 さ	地 上 か ら 上 端 まで			地 上 か ら 下 端 まで		
	路 面 か ら 上 端 まで			路 面 か ら 下 端 まで		
表 示 面 積	一 面			縦 × 横 ×	面(枚)	
	合 計					
表 示 又 は 設 置 の 期 間		年 月 日 から		年 月 日 まで		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日		完 了 予 定 年 月 日 年 月 日		
そ の 他		裏面のとおり				
許 可 通 知 欄	上記の申請は、次のとおり許可します。					
	所長					
	許 可 番 号	第 号				
	許 可 年 月 日	年 月 日				
	許 可 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで		
許 可 の 条 件						

- 注 1 不要の文字は、横線で消してください。
 2 については、該当するものに「✓」を記入してください。
 3 印の欄は、記入しないでください。
 4 壁面広告、はり紙又ははり札の場合は、既に表示されている広告物の種類及び数量を裏面の参考事項の欄に記入してください。
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(裏面)

管 理 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	電 話 番 号		
工 事 施 工 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	電 話 番 号		
	屋外広告業届出済 証の年月日及び届 出番号	年 月 日	第 号
道 路 法 、 建 築 基 準 法 そ の 他 の 法 令 の 規 定 に よ る 許 可 、 届 出 等	法令名及び 根拠条項	許可、届出等の年月日及び番号	
		年 月 日	第 号
		年 月 日	第 号
		年 月 日	第 号
参 考 事 項			
添 付 書 類	1 形状、寸法、材料、構造等に関する仕様書及び図面 2 建築物、工作物等との位置関係を明らかにした図面 3 表示し又は設置する場所及び周囲の道路、鉄道等の位置関係を明 らかにした図面 4 表示し又は設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、 承諾書又は使用許可書の写し 5 その他知事が必要と認める書類		

第2号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

屋外広告物改造許可申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号() -

香川県屋外広告物条例第9条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

前回許可事項	許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
	広告物の種類		数 量	個(枚)
	表示内容			
	表示又は設置の場所	市 郡 町 番地		
	許可期間	年 月 日から	年 月 日まで	
変更事項	変 更 前			
	変 更 後			
変 更 理 由				
表示又は設置の期間		年 月 日から	年 月 日まで	
着工予定年月日		年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
そ の 他		裏面のとおりに		
許可通知欄	上記の申請は、次のとおり許可します。			
	所長			
	許 可 番 号	第 号		
	許 可 年 月 日	年 月 日		
	許 可 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
許 可 の 条 件				

- 注 1 不要の文字は、横線で消してください。
 2 印の欄は、記入しないでください。
 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(裏面)

管 理 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	電 話 番 号		
工 事 施 工 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	電 話 番 号		
	屋外広告業届出済 証の年月日及び届 出番号	年 月 日	第 号
道 路 法 、 建 築 基 準 法 そ の 他 の 法 令 の 規 定 に よ る 許 可 、 届 出 等	法令名及び 根拠条項	許可、届出等の年月日及び番号	
		年 月 日	第 号
		年 月 日	第 号
		年 月 日	第 号
参 考 事 項			
添 付 書 類	1 改造に係る形状、寸法、材料、構造等に関する仕様書及び図面 2 建築物、工作物等との位置関係を明らかにした図面 3 表示し又は設置する場所及び周囲の道路、鉄道等の位置関係を明 らかにした図面 4 表示し又は設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、 承諾書又は使用許可書の写し 5 その他知事が必要と認める書類		

第3号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

屋外広告物除却(滅失)届出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号() -

香川県屋外広告物条例 第12条第2項 第16条第4項 の規定により、次のとおり届け出ます。

許可事項	許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
	広告物の種類		数 量	個(枚)
	表示内容			
	表示又は設置の場所	市 郡	町	番地
除却届	除却年月日	年 月 日		
滅失届	滅失年月日	年 月 日		

注 1 不要の文字は、横線で消してください。

2 については、該当するものに「✓」を記入してください。

第4号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

屋外広告物管理者 (設置者変更・管理者変更)
(設置者氏名等変更・管
理者氏名等変更) 届出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

届出者 住 所
氏 名 [Ⓡ]
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 () -

第1項
香川県屋外広告物条例第16条 第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。
第3項

許可事項	許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
	広告物の種類		数 量	個(枚)
	表示内容			
	表示又は設置の場所	市 郡	町	番地
管理者届	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	電話番号			
変更事項		変更前	変更後	
設置者変更届	住所又は所在地			
設置者氏名等変更届	氏名又は名称及び代表者の氏名			
管理者変更届				
管理者氏名等変更届	変更後の設置者又は管理者の電話番号	/		
変更年月日		年 月 日		
変更理由				

- 注 1 不要の文字は、横線で消してください。
2 については、該当するものに「✓」を記入してください。
3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式の2(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

屋 外 広 告 業 届 出 書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ④
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号() -

屋外広告業を営みたいので、香川県屋外広告物条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

	名 称	所 在 地	電話番号	講習会修了者等の氏名
営 業 所				
営業の種目	1 広告板	2 プラスチックサイン	3 ネオンサイン	
	4 展示装飾	5 塗 装	6 広告代理業	
	7 店舗施工業	8 テント加工業	9 交通広告	
	10 その他()			
届出番号				

- 注 1 講習会修了者等の資格を証明する書類を添付してください。
2 営業の種目は、主たる営業の種目の番号を 印で、従たる営業の種目の番号を 印でそれぞれ 囲んで示してください。
3 印の欄は、記入しないでください。
4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式の3(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

屋外広告業届出事項変更(廃止)届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

⑩

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号() -

香川県屋外広告物条例第17条第2項 第1号 第2号 の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号				
変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	変更の理由
変更届				
廃止届	廃止年月日	年 月 日		

注 1 不要の文字は、横線で消してください。

2 については、該当するものに「✓」を記入してください。

3 次に掲げる書類を添付してください。

イ 屋外広告業を営む者の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名を変更した場合は、屋外広告業届出済証

ロ 営業所に置く講習会修了者等を変更した場合は、その資格を証明する書類

ハ 屋外広告業を廃止した場合は、屋外広告業届出済証

4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第五号様式中「 第 第 号 を 第 号 に改める。」

第六号様式の中の「屋外広告業届を」を「屋外広告業の届出を」に「証明する」を「
証し書」に改める。

第八号様式及び第九号様式を次のように改める。

第8号様式(第11条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

受付番号

香川県知事 殿

申込者 住 所

(ふりがな)
氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号() -

香川県屋外広告物条例第18条に規定する講習会を受講したいので、申し込みます。

屋外広告物の施工に関する事項の受講の免除決定年月日及び番号	年 月 日 第 号
-------------------------------	--------------

注 印の欄は、記入しないでください。

第9号様式(第12条関係)

(日本工業規格A列4番)

屋外広告物講習会の講習要目の一部免除申請書

受付番号	
------	--

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日

電話番号() -

香川県屋外広告物条例施行規則第12条第3項の規定により、講習要目の受講の免除を申請します。

屋外広告物の施工に関する事項の受講免除の事由	<ol style="list-style-type: none">1 建築士の資格を有すること。2 電気工事士の資格を有すること。3 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けていること。4 職業訓練指導員免許を受けていること。5 法定職業訓練を修了したこと。
------------------------	---

- 注 1 屋外広告物の施工に関する事項の受講免除の事由は、該当番号を 印で囲んで示すとともに、該当する者であることを証明する書類を添付してください。
- 2 印の欄は、記入しないでください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第11号様式(第14条関係)

(日本工業規格A列4番)

認 定 申 請 書

受付番号

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号() -

香川県屋外広告物条例第19条第1項第3号の規定による認定を申請します。

注 1 次に掲げる書類を添付してください。

イ 履歴書

ロ 講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有することを証明する書類

2 印の欄は、記入しないでください。

3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第十号様式中「習得する」を「習得済」に改める。
第十一号様式を次のように改める。

第十二号様式中「變付イロ」を「變付クサ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第三条の規定は、この規則の施行の日以後にされる香川県屋外広告物条例（昭和四十年香川県条例第十八号）第四条又は第九条第一項の許可に係る申請について適用し、同日前にされた同条例第四条又は第九条第一項の許可に係る申請については、なお従前の例による。

告 示

香川県告示第二百十八号

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款

香川県工事請負契約約款（平成九年香川県告示第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「の通知」を削り、同条に次の一項を加える。

2 乙は、工事を下請負人に請け負わせて施工するときは、香川県内に本店を有する者のうちから優先的に下請負人を選定して契約するよう努めなければならない。

第十条第一項第二号中「受けた者」の下に「であつて同項の登録を受けた講習を受講したものを」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

(工事材料の選択)

第十三条の二 乙は、工事材料の使用に当たっては、香川県内（香川県内に本店を有する者の香川県外の事業場を含む。）において産出し、生産され、製造され、又は加工された工事材料（これがない場合又はこれを使用することが困難な場合にあつては、香川県内に本店を有する者が販売するもの）を優先的に選択するよう努めなければならない。

附 則

1 この約款は、平成十六年四月一日から施行する。

2 改正後の第七条及び第十三条の二の規定は、この約款の施行の日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

香川県告示第二百十九号

平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「第三条第一項第一号の規定」を「第三条第一項第二号イの規定」に、「同号の表」を「同号イの表」に改める。

一中「第三条第一項第一号」を「第三条第一項第二号イ」に改める。

一（一）の表2の項中「大川郡引田町」及び「大川郡大内町」を「東かがわ市」に、「大川

郡白鳥町との境」を「県道三本松港線との交点」に改め、同表4の項中

町道馬指原線との交点	綾歌町役場前
県道満濃善通寺線との交点	国道三百十
九号との交点	

を

仲多度郡満濃町	県道満濃善通寺線との交点	四国旅客鉄道株式会社
仲多度郡琴平町	交点	土讃本線との交点

に改め、同

綾歌郡綾歌町	仲多度郡満濃町
仲多度郡琴平町	

表5の項中「及び同郡香南町内県道円座香南線との交点に至る区間」を削り、「県道川東高松線」を「県道三木綾南線」に、「県道三木綾南線」を「県道川東高松線」に改め、同表6の項中「善通寺市金蔵寺町」を「丸亀市原田町」に改め、「丸亀市原田町内国道十一

三中「第三条第一項第一号アの表」を「第三条第一項第二号イ(1)の表」に改め、「道路で」の下に「区間を定めて」を加え、「県道五色台線」を「次のとおり」に、「第三条第一項第一号ア及びイの表」を「第三条第一項第二号イ(1)及び(2)の表」に改め、三に次の表を加える。

名 称	区 間
1 県道高松王越坂出線	高松市と坂出市との境から同市大屋富町字満ノ尻内坂出市道満ノ尻中須加線との交点に至る区間
2 県道土庄神懸線	小豆郡土庄町馬越内県道土庄内海線との交点から同郡内海町神懸通内県道寒霞深公園線との交点に至る区間
3 県道寒霞深公園線	小豆郡内海町神懸通内県道土庄神懸線との交点から同町内国道四百三十六号との交点に至る区間(市街地区間を除く。)
4 県道高松空港線	香川郡香南町内高松空港から同町内国道百九十三号との交点に至る区間
5 県道鴨川停車場五色台線	坂出市高屋町内白峰橋から高松市と綾歌郡国分寺町との境に至る区間
6 県道五色台線	県道高松王越坂出線との交点から県道鴨川停車場五色台線との交点に至る区間(高松市の区間を除く。)
7 香川県道路公社高松坂出有料道路	高松市と坂出市との境から同市青海町内第一青海橋に至る区間

